

# 第 1 部

## 総則

# 目次

第1章 横浜市防災計画の方針	1
第1節 位置づけ及び目的	1
第2節 対象とする災害	1
第3節 計画の構成	1
第2章 災害対策の基本	2
第1節 対策の基本	2
第2節 予防対策	2
第3節 応急対策	2
第4節 復旧・復興対策及び事後対策	2
第3章 自助及び共助における市民、事業者及び市の基本的責務	3
第1節 自助及び共助の推進	3
第2節 市民の責務	3
第3節 事業者の責務	3
第4節 市の責務	3
第4章 防災関係機関等が行うべき業務の大綱	4
1 市	4
2 神奈川県	4
3 指定地方行政機関	4
4 指定公共機関	6
5 指定地方公共機関	8
6 神奈川県警察	8
7 自衛隊	9
8 消防団	9
9 市との協力協定等締結団体及び機関	9
10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	9
11 施設の管理者	10
第5章 計画の効果的推進等	11
第1節 計画の効果的推進	11
1 計画の効果的推進	11
2 関連する計画等	11
3 臨機応変の対処	11
第2節 法定計画等との整合性の確保等	11
第6章 想定する災害及び被害	12
第1節 想定する災害種別	12
1 地震及び津波	12
2 風水害	12
3 その他の自然災害	12
4 都市災害	12
第2節 想定する災害規模及び被害	12
1 地震及び津波	12
2 風水害	13
3 その他の自然災害	13
4 都市災害	13



## 第1章 横浜市防災計画の方針

### 第1節 位置づけ及び目的

- 横浜市防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、横浜市防災会議（以下「市防災会議」という。）が定める地域防災計画である。
- 本計画は、市域（横浜港港湾区域等を含む。以下「市域」という。）における災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市及び防災関係機関等（国、地方公共団体、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び第1部第4章に掲載する機関等）が必要な体制を確立し、その責任及び果たすべき役割を明確にするとともに、災害に対する予防、応急、復旧・復興その他必要な対策の基本をあらかじめ定めることにより、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図り、もって地域社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図られることを目的とする。

### 第2節 対象とする災害

災害対策基本法第2条第1号に定める災害とする。

### 第3節 計画の構成

- 本計画は、第1部総則、第2部予防対策、第3部応急対策、第4部復旧・復興対策、並びに資料編で構成する。
- 資料編は、本計画の前提となる又は本計画を補完する資料等に掲載する。災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画は、市防災会議においてその提案を審議し、必要と認める場合は、資料編に定める。

## 第2章 災害対策の基本

### 第1節 対策の基本

- 災害対策には、時間の経過とともに予防対策、応急対策、復旧・復興対策の3段階がある。国、地方公共団体、防災関係機関、事業者、市民等あらゆる主体は、自らの責任においてその役割を果たすとともに、連携・協力して、各段階において最善の対策をとることにより被害を軽減する。
- 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化するとともに、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を対策の基本とする。災害時に人命を守ることを最優先するとともに、経済的被害を少なくするための対策を講じて備え、災害による社会経済活動への影響を最小限にとどめる。
- 地域には、性別及び性自認、年齢、障害、健康状態、国籍等、様々な個性や背景を持つ人々が居住している。また、災害時において、被災者の状況や必要とする支援は、一人ひとり異なる。あらゆる主体は、災害対策において、犯罪や暴力、差別、不平等な取扱い等が生じることのないよう人権尊重を基調として取り組むとともに、多様な視点・意見・ニーズの反映がなされるよう、地域活動や避難所運営への女性等の参画等の取組を進める。

### 第2節 予防対策

- 平常時から、災害の発生を想定してその予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び復旧・復興対策を実施するための準備に万全を期すよう努める。
- 災害対策は、市及び防災関係機関等あらゆる主体が自らの責任と役割を認識して取り組むべきものであり、平常時から、相互に緊密に連携するとともに、災害による被害軽減に資する施策の推進、必要な資機材・施設等の整備・維持管理、体制や手順の確認等を実施し、備える。
- 市及び防災関係機関等は、市民一人ひとりが自ら行う防災活動、並びに地域の防災力向上のための自主防災組織（災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織（以下「自主防災組織」という。））及び地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。
- 災害対策は、ハード対策及びソフト対策を組み合わせ、一体的に推進する。

### 第3節 応急対策

- 発災時には、被害等を最小限にとどめるための応急対策を実施する。市及び防災関係機関等は、正確な情報収集に努め、把握した情報に基づき、市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に收拾するため、各組織が有する能力を最大限に活用して最善を尽くす。
- 市及び防災関係機関等は、都市機能の確保及び早期回復に努める。

### 第4節 復旧・復興対策及び事後対策

- 市及び防災関係機関等は、災害の收拾後には、市民生活の早期回復及び自力復興の促進を図るため、被災者支援及び施設の復旧を実施する。
- 市及び防災関係機関等は、復興計画を策定し、市民生活の早期回復を図るとともに、市民が安全・安心に住み続けられるまちづくりを実施する。
- 市及び防災関係機関等は、実施した対策の検証を行い、防災力の向上に努める。

## 第3章 自助及び共助における市民、事業者及び市の基本的責務

### 第1節 自助及び共助の推進

- 自助とは、市民及び事業者が、自己の責任により、災害から自らの安全を自らで守ることをいう。
- 共助とは、市民及び事業者が、地域において互いに助け合い、互いを災害から守ることをいう。
- 市民、事業者及び市は、横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例（平成25年6月条例第30号）に基づき、各々の責務を果たし、相互に連携協力して、災害に関する対策を行う。

### 第2節 市民の責務

- 市民は、平常時から災害時への備えを心がけるとともに、地域における防災に関する活動及び市又は県が実施する防災に関する施策に協力するよう努める。
- 市民は、生活物資の備蓄、防災に関する情報収集手段の確保、災害が発生するおそれがある危険な箇所の確認、避難場所、避難経路又は避難方法等の確認、家具の転倒防止等の自宅の安全対策、避難を要する場合の行動計画の作成、家族間の連絡方法の確認等、事前の備えに努める。
- 市民は、防災に関する研修会、訓練、ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努める。
- 市民は、災害時においては、自ら情報の収集に努め、避難すべきと判断したときは、速やかに自主的に避難するとともに、避難指示等の発令があったときは、速やかにこれに応じて行動する。
- 市民は、町の防災組織（自主防災組織のうち自治会、町内会、マンションの管理組合等をいう。）の活動に積極的に参加するとともに、地域防災拠点運営委員会（地域防災拠点を運営するため、当該地域に居住する市民及び市の職員をもって構成された組織をいう。）の活動に協力し、これに積極的に参加するよう努める。
- 市民は、平常時から、地域コミュニティ及び地域活動への参加、地域における顔の見える関係性などを通じて、住民同士のコミュニケーションの活性化を図り、災害時の自助及び共助にも繋げる。
- 市民は、高齢者、障害者その他の災害時において特別な配慮、支援等を要する者（災害対策基本法第8条15に定める「要配慮者」。本計画では、以下「災害時要援護者」という。）について、平常時から、地域（住民、町の防災組織、関係団体等）で連携し、ネットワークづくり等実情に応じた支え合いの取組を進めることで、災害時に備える。

### 第3節 事業者の責務

- 事業者は、平常時から災害時への備えを心がけるとともに、地域における防災に関する活動及び市又は県が実施する防災に関する施策に協力するよう努める。
- 事業者は、その社会的責任を認識し、災害時における従業者及び顧客（以下「従業者等」という。）の安全の確保、地域に対する必要な協力を行うよう努める。
- 事業者は、平常時から、施設の安全管理、物資及び資機材備蓄等の環境整備、避難に関する事項の確認、事業活動を継続するための計画策定、災害時に備えた地域連携の構築等の推進を図る。

### 第4節 市の責務

- 市は、公助はもとより、自助及び共助の重要性を認識し、自助及び共助を推進するための体制整備、啓発及び情報提供等を行い、市民及び事業者の自発的な防災・減災に関する活動の促進を図る。
- 市（各区）は、各区の地域性に応じて、自助及び共助の理念に基づく防災に関する施策を講ずる。

## 第4章 防災関係機関等が行うべき業務の大綱

### 1 市

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 消防活動その他の応急措置
- (8) 避難対策
- (9) 市域における災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (10) 緊急輸送の確保
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (14) 被災施設の復旧
- (15) その他の災害応急対策
- (16) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- (17) 防災に関する調査、研究
- (18) 都市防災事業の推進

### 2 神奈川県（以下、「県」という。）

- (1) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (2) 防災組織の整備
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 災害教訓の伝承に関する啓発
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災施設の整備
- (7) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (8) 県域における災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 交通規制、その他の社会秩序の維持
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (14) 災害救助法に基づく被災者の救助に係る資源配分の連絡調整
- (15) 被災施設の復旧
- (16) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

### 3 指定地方行政機関

（災害対策基本法第2条第4号に定める国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの）

- (1) 関東総合通信局
  - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
  - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
  - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
  - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
  - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (2) 関東財務局（横浜財務事務所）
  - ア 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設及び津波避難施設として開設
  - イ 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供
  - ウ 災害が発生した場合（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
  - エ 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等
  - オ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
  - カ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
- (3) 関東農政局（神奈川県拠点）
  - ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
  - イ 応急用食料等の支援に関すること
  - ウ 食品の需給・価格動向等に関すること
- (4) 関東運輸局
  - ア 災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整
- (5) 関東地方整備局京浜港湾事務所（以下「京浜港湾事務所」という。）
  - ア 港湾施設、海岸保全施設等の整備
  - イ 港湾施設、海岸保全施設等に係わる災害情報の収集及び応急対策並びに復旧対策の指導・協力
  - ウ 港湾施設及び海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策の実施
- (6) 関東地方整備局横浜国道事務所（以下「横浜国道事務所」という。）、同京浜河川事務所（以下「京浜河川事務所」という。）
  - ア 防災上必要な教育及び訓練
  - イ 防災に関する施設及び設備の整備と、平常時及び災害時における関係機関の防災活動への支援
  - ウ 災害危険区域の選定
  - エ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
  - オ 災害に関する情報の収集及び広報
  - カ 水防活動の助言（京浜河川事務所）
  - キ 豪雪害の予防（横浜国道事務所）
  - ク 災害時における交通確保（横浜国道事務所）
  - ケ 災害時における応急工事
  - コ 災害復旧工事の実施
  - サ 再度災害防止工事の施工
- (7) 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部）（以下「横浜海上保安部」という。）
  - ア 大規模災害対策訓練等の実施
  - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
  - ウ 港湾の状況等の調査研究



- エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
  - オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
  - カ 活動体制の確立
  - キ 船艇、航空機等による海難救助等
  - ク 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者、救援物資等の緊急輸送
  - ケ 海上保安庁横浜海上防災基地を帰宅困難者用一時滞在施設及び津波避難施設として開設
  - コ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲渡
  - サ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
  - シ 排出油等の防除等
  - ス 避難指示、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
  - セ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
  - ソ 海上における治安の維持
  - タ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
  - チ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
  - ツ 復旧・復興対策に係る工事に関する海上交通安全の確保
- (8) 東京管区气象台（横浜地方气象台）（以下「横浜地方气象台」という。）
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
  - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
  - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
  - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
  - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (9) 神奈川労働局
- ア 工場・工事現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助
  - イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助
  - ウ 復旧・復興対策工事の労働災害防止の指導・援助
  - エ 被災労働者の労働災害補償等
  - オ 被災者の雇用対策
- (10) 国土地理院関東地方測量部
- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
  - イ 復旧・復興対策のための公共測量に関する指導・助言
  - ウ 地殻変動の監視

#### 4 指定公共機関

（災害対策基本法第2条第5号に定める公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの）

- (1) 鉄道機関（東日本旅客鉄道（株）、東海旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株））
- ア 鉄道及び軌道施設等の整備及び保全
  - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
  - ウ 災害時の応急輸送対策
  - エ 鉄道及び軌道関係被害の調査及び復旧
- (2) 電気通信事業者（東日本電信電話（株）神奈川事業部（以下「東日本電信電話（株）」という。）、

- (株)NTT ドコモ神奈川支店(以下「(株)NTT ドコモ」という。)、KDDI (株)南関東総支社(以下「KDDI (株)」という。)、ソフトバンク(株))
- ア 電気通信施設の整備及び点検
  - イ 電気通信の特別取扱い
  - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (3) 日本銀行(横浜支店)
- ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
  - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
  - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
  - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
  - オ 各種措置に関する広報
- (4) 日本赤十字社(神奈川県支部)
- ア 医療救護
  - イ こころのケア
  - ウ 救援物資の備蓄及び配分
  - エ 血液製剤の供給
  - オ 義援金の受付及び配分
  - カ その他応急対応に必要な業務
- (5) 日本放送協会(横浜放送局)
- ア 気象予報、警報等の放送周知
  - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
  - ウ 放送施設の保安
- (6) 東日本高速道路(株)(関東支社京浜管理事務所)、中日本高速道路(株)(東京支社)、首都高速道路(株)(更新・建設局、神奈川局)
- ア 道路の耐震整備、保全及び災害復旧
  - イ 災害時における緊急交通路の確保
- (7) 日本通運(株)(横浜支店)(以下「日本通運(株)」という。)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)
- ア 災害対策用物資の輸送確保
  - イ 災害時の応急輸送対策
- (8) 東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社、(株)JERA
- ア 電力供給施設の整備及び点検
  - イ 災害時における電力供給の確保
  - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (9) 東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、出光興産(株)、太陽石油(株)、コスモ石油(株)、富士石油(株)、ENEOS(株)
- ア ガス施設の予防対策措置
  - イ 災害時の応急・復旧対策
  - ウ 警戒宣言発令時の応急・復旧対策
- (10) 日本郵便(株)(横浜港郵便局ほか市域に所在する局)
- ア 郵便物の運送施設及び集配施設の整備
  - イ 郵便物の送達の確保

- ウ 窓口業務の維持
- エ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- オ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- カ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- キ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
- ク 市との間に交わした覚書に関すること。

## 5 指定地方公共機関

(災害対策基本法第2条第6号に定める公益的事業を営む法人で、県知事が指定するもの)

- (1) 鉄道機関 (東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、(株)横浜シーサイドライン、横浜高速鉄道(株))
  - ア 鉄道及び軌道施設の整備及び保全
  - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
  - ウ 災害時の応急輸送対策
  - エ 鉄道及び軌道関係被害の調査及び復旧
- (2) 自動車運送機関 ((一社)神奈川県バス協会、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、神奈川県中央交通(株)、(一社)神奈川県トラック協会、(一社)神奈川県タクシー協会)
  - ア 被災地の人員輸送の確保
  - イ 災害時の応急輸送対策
  - ウ 災害対策用物資の輸送確保
- (3) (公社)神奈川県看護協会、(公社)神奈川県栄養士会
  - ア 医療、助産等救護活動の実施
  - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (4) 放送機関 ((株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)ジェイコム湘南・神奈川、イツツ・コミュニケーションズ(株)、YOU テレビ(株)、横浜ケーブルビジョン(株))
  - ア 気象予報、警報等の放送周知
  - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
  - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
  - エ 放送施設の保安
- (5) 新聞社 ((株)神奈川新聞社)
  - 災害状況及び災害対策に関する報道
- (6) ガス供給機関 ((公社)神奈川県LPガス協会)
  - ア 燃料確保に関する協力
  - イ 復旧用資機材の確保及び被災施設の応急復旧
- (7) 神奈川県住宅供給公社
  - 災害時における住宅の緊急貸付

## 6 神奈川県警察 (以下「県警察」という。)

- (1) 警備体制の確立
- (2) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (3) 避難誘導、被災者の救出、その他人命の保護活動

- (4) 交通規制及び緊急交通路の確保
- (5) 犯罪の予防取締、その他治安維持活動

## 7 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第31普通科連隊
  - ア 防災関係資料の基礎調査
  - イ 自衛隊災害派遣計画の作成
  - ウ 横浜市防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施
  - エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
  - オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
- (2) 海上自衛隊横須賀地方総監部
  - ア 防災関係資料の基礎調査
  - イ 自衛隊災害派遣計画の作成
  - ウ 横浜市防災計画にあわせた防災に関する訓練の実施
  - エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
  - オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
  - カ 艦艇、航空機等による人員・物資の輸送及び応急対策活動

## 8 消防団

- (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握
- (2) 消火活動、救助活動、応急救護活動及び水防活動の実施
- (3) 地域住民の避難誘導の実施

## 9 市との協力協定等締結団体及び機関

- (1) 協定に定める、市域の災害対策及び復旧に係る事項

## 10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) (一社)横浜市医師会、(一社)横浜市歯科医師会、(一社)横浜市薬剤師会
  - ア 医療、助産等救護活動の実施
  - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (2) 病院等医療施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
  - イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導
  - ウ 災害時における病人等の受入及び保護
  - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (3) 社会福祉施設、要配慮者利用施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
  - イ 災害時における利用者の保護及び誘導
- (4) 学校法人
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
  - イ 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施
- (5) 農業協同組合

- ア 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 農作物災害応急対策の指導
  - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっせん
  - エ 被災農家に対する融資のあっせん
- (6) 漁業協同組合
- ア 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
  - イ 被災組合員に対する融資又は融資のあっせん
  - ウ 漁船及び協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (7) 産業経済団体（横浜商工会議所等）
- ア 本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力
  - イ 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
- (8) 金融機関
- 被災事業者等に対する資金融資
- (9) 危険物及び高圧ガス取扱施設の管理者
- ア 安全管理の徹底
  - イ 防護施設の整備
- (10) 横浜市男女共同参画センターの管理者
- ア 男女共同参画推進の視点からの防災意識の普及啓発
  - イ 災害時における女性の心やからだ等の相談窓口の提供
- (11) 自動車運送機関（相鉄バス(株)）
- ア 被災地の人員輸送の確保
  - イ 災害時の応急輸送対策
  - ウ 災害対策用物資の輸送確保

## 11 施設の管理者

- (1) 自衛消防組織の整備
- (2) 施設についての災害防止上の自主検査と安全管理の徹底
- (3) 防災施設の整備及び点検の実施
- (4) 従業員に対する防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施
- (5) 施設利用者の避難等安全確保
- (6) 情報の収集及び伝達
- (7) 災害時における保健衛生
- (8) 災害時の広報及び広聴の実施
- (9) 防災に関する調査研究

## 第5章 計画の効果的推進等

### 第1節 計画の効果的推進

#### 1 計画の効果的推進

- 市防災会議は、本計画に毎年検討を加え、必要と認めるときは修正する。
- 市及び防災関係機関等は、平常時から、防災に関する調査・研究、教育・研修、訓練等を実施し、本計画及び関連する計画等の実現及び習熟並びに検証に基づく知見の反映に努め、対応能力を高める。また、本計画等のうち、特に必要と認めるものは、市民への周知を図る。
- 市及び防災関係機関等は、想像力を働かせ、災害及び必要かつ有効な対策をできる限り具体的に想定して計画するよう努める。

#### 2 関連する計画等

- 市及び防災関係機関等は、本計画等に基づく災害対策を行うにあたり必要となる細目的かつ具体的な活動要領等の事項について、計画、マニュアル、手順等をあらかじめ定める。これらの計画等は、本計画との整合性を確保するとともに、災害時に有効な活動が実施できるよう定めるものとする。
- 市における災害対策に関する事務分掌は、「横浜市災害対策本部の組織及び運営に関する規程」によるものとし、各区局は、所掌事務の実施にあたり必要な事項をあらかじめ定める。

#### 3 臨機応変の対処

- 発災時は、本計画等に基づき、迅速かつ的確に対応するものとするが、どれほど計画していても、不測の事態が発生し想定外の状況となるなど、本計画に定めのない又は本計画の定めと異なる対策を要することも起こり得る。その場合においても、臨機応変に対処し、市民の生命及び身体の安全確保、被害の拡大防止並びに市民生活の早期回復等の目的の達成を図るものとする。

### 第2節 法定計画等との整合性の確保等

- 本計画は、国（中央防災会議）の定める防災基本計画及び神奈川県地域防災計画、並びに市域に係る防災関係機関の防災業務計画との整合を図る。
- 本計画は、横浜市国土強靱化計画及び災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画との整合性を有するとともに、市の定める総合計画及び都市計画との調和を図る。
- 本計画は、防災に関して、市及び防災関係機関等の処理すべき業務を包含するものとする。また、本計画は、災害対策基本法の趣旨を鑑み、市だけでは対処し得ない比較的大規模な災害に関して、市及び防災関係機関等相互の有機的、総合的な災害に関する予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について効果的かつ具体的な実施を図ることを主眼として、災害対策の大綱を定めるものとし、防災関係機関等各々の活動のための計画（細目的なもの、具体的なもの、又は複数機関が連携して災害に対処する以前において機関等各々が小災害に対処するためのもの）は、別に定める。なお、防災関係機関等が作成する防災に関する計画等は、本計画に相反しないものとする。
- 本計画のうち、震災対策に関する事項は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎とする。
- 本計画は、横浜市国民保護計画及び横浜市緊急事態等対処計画と関連性を有するものとし、組織体制及び措置等について、計画間の移行を速やかに行えるように配慮する。

## 第6章 想定する災害及び被害

### 第1節 想定する災害種別

#### 1 地震及び津波

#### 2 風水害

- (1) 浸水（洪水、雨水出水、高潮）による災害
- (2) 崖崩れ、土石流などの土砂災害
- (3) 暴風、竜巻等の突風による災害

#### 3 その他の自然災害

- (1) 雪害
- (2) 火山災害

#### 4 都市災害※

- (1) 大規模な火災
- (2) 大規模な爆発
- (3) 危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物、有毒物質等に起因する災害
- (4) 海上災害
- (5) 事故災害（鉄道、道路、航空機）
- (6) 放射性物質災害
- (7) 行事等における雑踏事故
- (8) 不発弾等の爆発事故

※ 災害対策基本法第2条第1号及び同法施行令（昭和37年政令第288号）第1条で定める災害のうち、大規模な火災又は爆発その他の大規模な事故等による災害であって、かつ、その災害が死傷者及び施設損壊等の人的・物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与えるものを、本計画においては「都市災害」と分類する。

### 第2節 想定する災害規模及び被害

#### 1 地震及び津波

- 防災基本計画では、国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとされている。同計画では、切迫性の高いマグニチュード7クラスの首都直下地震を当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとされている。
- あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震及び津波を想定することとし、さらに、津波対策は、減災レベルの津波及び防護レベルの津波を想定することとする。
- 地震対策の主たる想定地震は、相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震（元禄型関東地震 マグニチュード8.1）とする。
- 市域は、首都直下地震緊急対策区域に該当するため、首都直下地震（東京湾北部地震 マグニチュード7.3）を併せて想定する。
- 市域は、南海トラフ地震防災対策推進地域に該当するため、東海地震を包括した南海トラフ地震（南海トラフ巨大地震マグニチュード9クラス）を併せて想定する。
- 減災レベルの津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波で、避難対策の対象とするもの）として、慶長型地震を想定する。慶長型地震とは、「津波防災地

域づくりの推進に関する基本的な指針」に基づき、県が平成 23 年度津波浸水想定検討部会で設定したマグニチュード 8.5 の地震で、本市に最大の浸水域及び浸水深が想定されているものをいう。

- 防護レベルの津波（最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波の高さは低いものの大きな被害をもたらす津波で、被害防止対策の対象とするもの）として、元禄型関東地震（行谷モデル）※を想定する。
- 本計画上で想定する地震及び津波の被害※は、平成 24 年度「横浜市地震被害想定調査報告書」に基づくものとする。

※ 元禄型関東地震（行谷モデル）は、浸水域等が示されていないため、被害想定は算出していない。

## 2 風水害

- 過去に本土を襲った最大級の台風（伊勢湾台風級の大型台風）、法令に基づき設定する浸水想定区域の前提となる降雨、高潮特別警戒水位に基づき想定する高潮水位及び浸水面積などの過酷な自然現象による風水害等の態様を勘案し、被害の発生の可能性が予測される区域の状況を想定する。

## 3 その他の自然災害

### (1) 雪害

- 転倒、交通事故、除雪作業中の事故及び物的損壊に伴う死傷等の人的被害、家屋の損壊、農業用施設の損壊、倒木による物的破損等の物的被害、道路交通の不通、鉄道・バスの運休等の交通被害、電線及び電話線の切断による停電・断水及び通信の途絶等のライフライン被害を想定する。

### (2) 火山災害

- これまで富士山で発生した最大規模の噴火（平成 16 年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火）を想定する（宝永噴火等と同程度の噴出量：約 7 億立米）。
- 火山からの距離（箱根山の山頂から本市境まで約 45km、富士山の山頂から本市境まで約 70km）等の理由から、市域は、溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による火山灰の降下（降灰）による影響が大きいと予測されている。
- 噴火の発生は間隔に明確な規則性がないため、発生時期の予測は困難とされている。
- これまで富士山で発生した最大規模の噴火を想定した場合の降灰は、本市付近においては、土石流の発生する可能性が高くなる 10 cm 前後の堆積と予測されている。
- 現時点では、市域は活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）に規定する火山災害警戒地域及び準警戒地域には含まれていない。

## 4 都市災害

- 都市災害は、発生原因、発生場所及び条件等により災害態様が様々であることから、次の災害種別ごとに、市域において相当な程度の人的又は物的被害等が発生する場合を想定する。

### (1) 大規模な火災

- 不特定多数の者が利用する地下街等及び高層建築物※等において発生し、人的又は物的被害が大きく、通常の消防活動において対処する規模を超える火災を想定する。

※ 高さ 31m 以上又は 11 階以上の高層建築物

### (2) 大規模な爆発

- 主に地下街等の密閉性の高い施設※又は都市ガス施設等において発生するもの、並びに土木工事等の施行に際しての埋設導管の損傷等に伴い発生するもので、通常の消防活動において対処する規模を超えるガス爆発（ガスに起因する大規模な火災を含む。）を想定する。ガスに起因する爆



発又は火災は、燃焼の熾烈性、流動拡散等の性質から、人的又は物的被害が大きく、二次災害が発生するおそれがある。

※ 地下街及び準地下街（特定地下街等）、1000㎡以上の特定用途地下街等（特定地下室等）

(3) 危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物、有毒物質等に起因する災害

- 危険物、火薬類、高圧ガス、毒劇物取扱施設又はこれらの輸送時における漏洩等に起因する災害は、爆発、爆燃、有毒性等態様が様々であるとともに、周辺地域を含めて、瞬時に大事故に進展する危険、二次、三次災害が発生する危険を想定する。
- 鉄道施設、商業施設、繁華街等不特定多数の人が集まる場所等における有毒物質（硫化水素ガス、青酸ガス、塩素ガス等の有毒物質、刺激物等）の漏洩により、多数の人的被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

(4) 海上災害

ア 海上における船舶等の火災・爆発事故

- 船舶等の衝突事故の発生場所は、港内及び沿岸水域に集中する。衝突事故に伴う油流出若しくは爆発の併発、又は当該船舶の積載物に起因する爆発、火災若しくは危険物流出による海面火災の併発も想定される。
- 船舶火災のうち入渠係留中の火災は、海上火災と比較し、周辺へ及ぼす影響が大きい。荷役中に発災した事例も多い。爆発事故が発生すると、大規模な災害も想定される。
- 船舶は、水平の開口部が少なく、ほぼ密閉された状態で燃焼が続くため、船内に熱気、濃煙が充満し、消火、救助活動に支障をきたす。船内は、複雑に区画され、通路、階段が狭い等、避難行動及び消防隊の消火、救助活動への制約が多く、多数の死傷者を伴う危険性がある。
- 爆発事故は、船舶全般に被害が及ぶことが多く、死傷者も多い。また、爆発に引き続き火災が発生することが多い。爆発は、タンク清掃中、整備作業中、積荷中等に発生する事例が多い。

イ 大規模油等流出事故

- 横浜港港湾区域、漁港区域及びその周辺（以下「港湾区域等」という。）に影響のある船舶事故、沿岸部の貯油施設の事故などによる大規模な油等流出事故に伴い、海洋汚染又は沿岸部への漂着による環境破壊が生じる可能性がある。
- 海上への石油類の流出形態は、タンカーの衝突等による大量の油の一挙流出と、タンク配管等からの徐々の流出に大別される。さらに、それぞれの形態における着火の有無で分類できる。

ウ 海上漂流物

- 火山噴火等による軽石の発生、船舶事故等に伴う積荷の散乱など、海上漂流物が多量に発生することにより、船舶の航行や漁業への支障など、地域における社会経済活動に大きな影響が生じる可能性を想定する。漂流物の回収には、技術的知見や専門的知識を要する場合がある。

(5) 事故災害

- 鉄道災害は、鉄道施設における事故等で、多数の人的及び物的被害を伴う災害を想定する。市内における鉄道施設の利用者は多大であり、衝突、火災又は化成品等輸送車両の事故等、ひとたび事故が発生すると、大規模な被害を生じるおそれがある。
- 道路災害は、自動車専用道路における車両衝突等の交通事故による多数の死傷者を伴う災害の発生、トンネル部における車両火災等による大規模な損害を伴う災害を想定する。
- 航空災害は、多数の人的及び物的被害を伴う航空機事故を想定する。航空機事故は状況判断が難しく、大規模な被害を生ずる事例も多くあり、迅速な行動と高度な技術による対処を要する。

(6) 放射性物質災害

- 市外の原子力施設における事故等による災害、核燃料物質等輸送中の災害、放射性同位元素保

有施設における災害等を想定する。

- 現時点では、市内には原子力施設及び核燃料施設はなく、「原子力災害対策指針」等で規定する「原子力災害対策重点区域」にも含まれていない。ただし、県公安委員会等への届出を経て、核燃料を輸送する車両が、安全確保対策をとったうえで、市域を通過することは想定される。

(7) 行事等における雑踏事故

- 行事等※における群衆流動等による雑踏事故を想定する。

※ 本計画において、行事等とは、市内で開催される大規模な行事のうち、特定の時間帯において一定の区域に来場者が集中することにより混乱等の発生が予測され、かつ、雑踏事故が発生した場合、被害の拡大の危険性が高いと見込まれるもので、市長が必要と認めるものとする。

(8) 不発弾等の爆発事故

- 埋没又は工事現場等から偶発的に発見された不発弾※等の爆発等を想定する。

※ 一般に火砲から発射された砲弾、航空機から投下された爆弾等で、地上若しくは海上に落下したが発火せず不発となったもの又はその疑いがあるものとする。